氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和元年度　３月度）

１　日　　時　　令和２年３月２日（月）

開会：午後２時０２分

閉会：午後２時５０分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１３名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登　 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男 6番　上出　義美　 7番　両國　明美

8番　中嶋　知子 9番　川上　悦男 10番　寳住　與一

12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘 14番　扇谷　俊彦

15番　松村　　博

４　欠席委員　　 5番　六田　敏夫 11番　山下　　裕

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

追加議題　　農地法第3条第2項第5号に係る別段の面積について

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　坂　　久成　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫 臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、令和元年度３月度定例総会を開催いたします。

はじめに、職務代理者から挨拶がございます。

（職務代理者）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を扇谷委員の主唱に　より、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますが、今日は会長が事情により職務を執り得ないため、川上職務代理者にお願いいたします。

□議長（職務代理者）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

追加議題　　農地法第3条第2項第5号に係る別段の面積について

です。

□議長（職務代理者）　なお、本日は六田会長、山下委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員１５名中１３名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（職務代理者）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、私の他に、江添委員、大澤委員にお願いいたします。

□議長（職務代理者）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月の利用権設定は、通常の相対のものと、農地中間管理機構にかかるものがあります。

番号１～の借受人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（職務代理者）　それでは、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は４件です。

まず１件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

次に２件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

次に３件目は計７筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番他、登記地目は全て田です。

譲渡人　金沢市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

最後に４件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　大阪市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　射水市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第２号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（職務代理者）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件、１件につきまして、ご説明申し上げます。

番号１、地区はです。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は申請書において登記は田、現況は宅地、申請面積は合計㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的がで、権利は賃借権設定　です。

引き続き、許可基準について説明。

　　　　　　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件１件につきましては、隣接地との境界が確定されていること、農地転用後における用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地の耕作者からの承諾書が添付されており、「氷見市土地改良区」からの同意書も添付されております。

今回の案件については、違反転用にあたることから始末書の提出を求め、これを受理しております。

以上、今回の案件１件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、　許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（職務代理者）　次に、第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）１件につきまして、説明申し上げます。

　　　　　　　　番号１、地区はです。

　　　　　　　 申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が畑、現況は山林で、面積は合計で㎡です。

　　　　　　　　目的は、非農地認定による非農地通知書交付申請があったものです。

　　　　　　　　申請地は、昭和３３年頃には既に畑地として耕作されておらず、６０年余りが経過しているものです。

現地調査を行ったところ、登記簿上の地目は畑となっていますが、現地写真のとおり現在は杉が植林された状況でした。

今後、農地として原状回復は困難であると判断いたしますことから、申請者に対して非農地通知書を交付したいと考えますが、交付してよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と＊＊委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと＊＊委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

現地は、周囲が山林であり、杉が植林されている状態であることを確認いたしました。

現地の状況から、今後、農地としての原状回復は困難であると判断いたしました。

以上、今回の件について、非農地として判断したことを報告させていただきます。

□議長（職務代理者）　ただいまの事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第４号議題の第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、原案のとおり、非農地として認定することとします。

□議長（職務代理者）　続きまして、追加議題　農地法第３条第２項第５号に係る別段の面積につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　追加議題　農地法第３条第２項第５号に係る別段の面積について、ご説明申し上げます。

追加をお願いいたしました理由ですが、下限面積については，農業委員会の適正な事務実施を求めた国の通知により、毎年検討を行うこととなっております。このため、今年度最後の総会でご審議いただくことといたしました。

農地法第３条第２項第５号の原則では、農地の所有権移転や利用権を設定する場合の下限面積は５０アールとなっています。

ただし，農業委員会は，農地法施行規則第１７条第１項に定められた三つの基準にしたがい，別段の面積を定めることができることになっております。

この三つの基準とは，

1. 設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一であること、
2. 別段の面積は１０アール以上でアール単位であること、
3. 設定区域内において別段の面積未満で営農している農家の数が設定区域内の全農家の数の４０パーセント以上であること

であります。

本市においては、旧薮田村地区の別段である30アールを除き、市内全域の下限面積を50アールと定めております。

検討の方法としては，農地法第３０条の規定に基づく利用状況調査、農林業センサス等の結果等に基づき行うこととされております。

タイミングとしては、現在実施されております2020農林業センサスの結果を基に今後検討を行って行けばどうかと考えております。

一方で、農地法施行規則第１７条第２項により、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農等を促進しなければ農地の保全および有効利用が図られない場合は、同条第１項の基準にかかわらず、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすることができることから設定できることになります。

この項を適用すれば、昨年7月に視察させて頂いた、長野県信濃町のように、下限面積を１０アール未満とすることもできます。

農地の遊休化が深刻な状況にある本市でも，同項の適用について検討する必要があると考えます。

ただし、最近になって法改正の動きがありました。

改正地域再生法（令和元年１２月６日公布、令和２年１月５日施行）において「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進することとし、市町村が作成する「移住促進のための事業計画」に基づき、移住者による「空き家に付随する農地の権利取得の推進」（第17条の56）によって下限面積の引下げ手続の円滑化が可能になりました。

そこで、氷見市としての今後の取り扱いも見定めながら、検討したいと存じます。

以上により、今年度においては、下限面積の見直しをしないこととするものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、追加議題　農地法第３条第２項第５号に係る別段の面積　につきまして、今回、下限面積の見直しを見送ることとします。

□議長（職務代理者）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会３月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和２年３月２日

議　　長

署名委員

署名委員